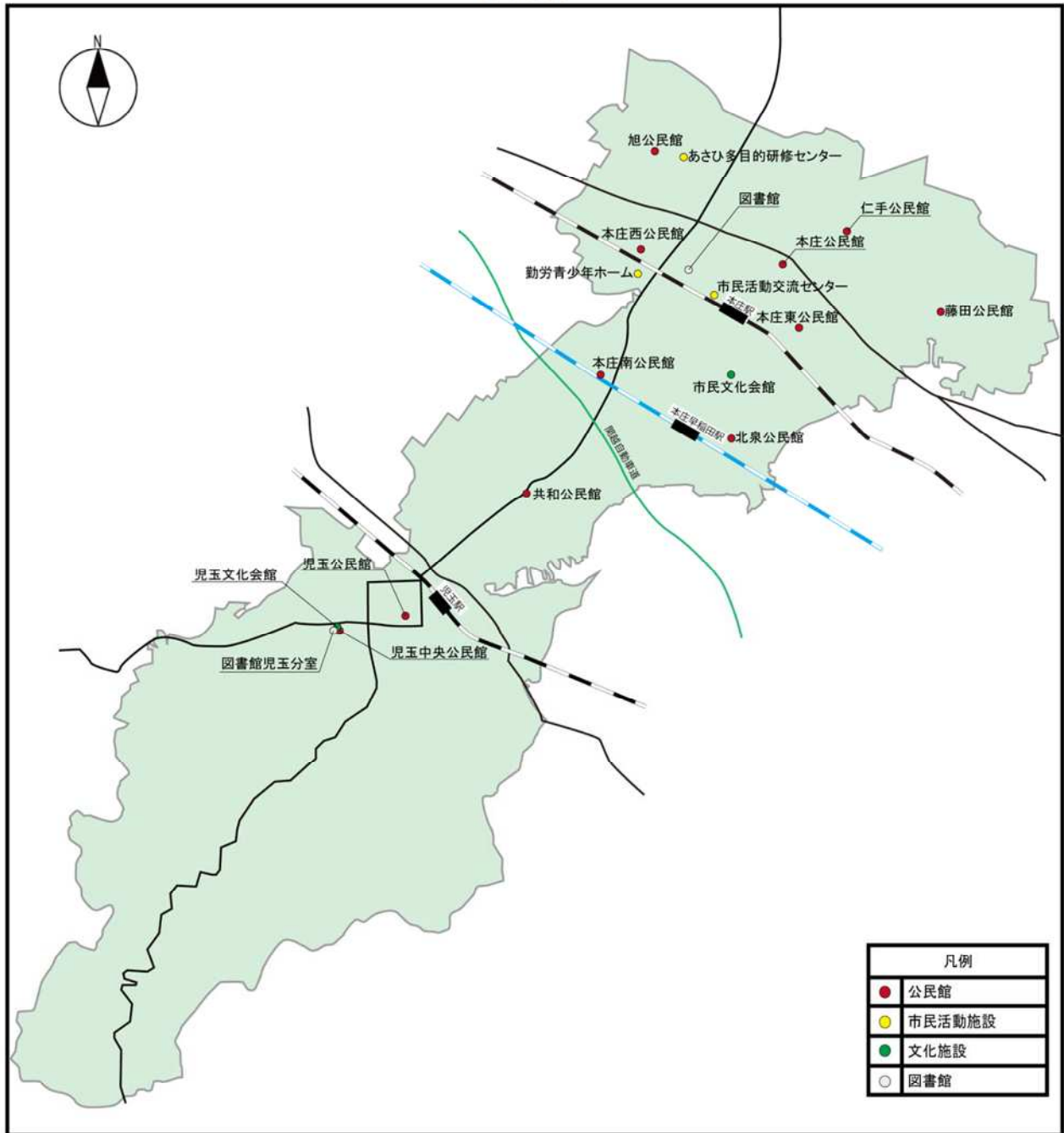


施設種別方針(公共施設再配置計画より)

1. 公民館、市民活動施設、文化施設、図書館
2. 資料館、スポーツ施設、産業振興施設
3. 保健・福祉関連施設、保育所、児童施設、庁舎等
4. 学校、市営住宅
5. 防災施設、その他施設

1. 公民館、市民活動施設、文化施設、図書館

【位置図】



【公共施設再配置計画における施設種別】

施設種別	施設名称		施設種別	施設名称	
公民館	1	本庄公民館	市民活動施設	1	市民活動交流センター(はにぼんプラザ)
	2	本庄東公民館		2	勤労青少年ホーム
	3	本庄西公民館		3	あさひ多目的研修センター
	4	本庄南公民館	文化施設	1	市民文化会館
	5	藤田公民館		2	児玉文化会館
	6	仁手公民館	図書館	1	図書館
	7	旭公民館		2	図書館児玉分館
	8	北泉公民館			
	9	共和公民館			
	10	児玉公民館			
	11	児玉中央公民館			

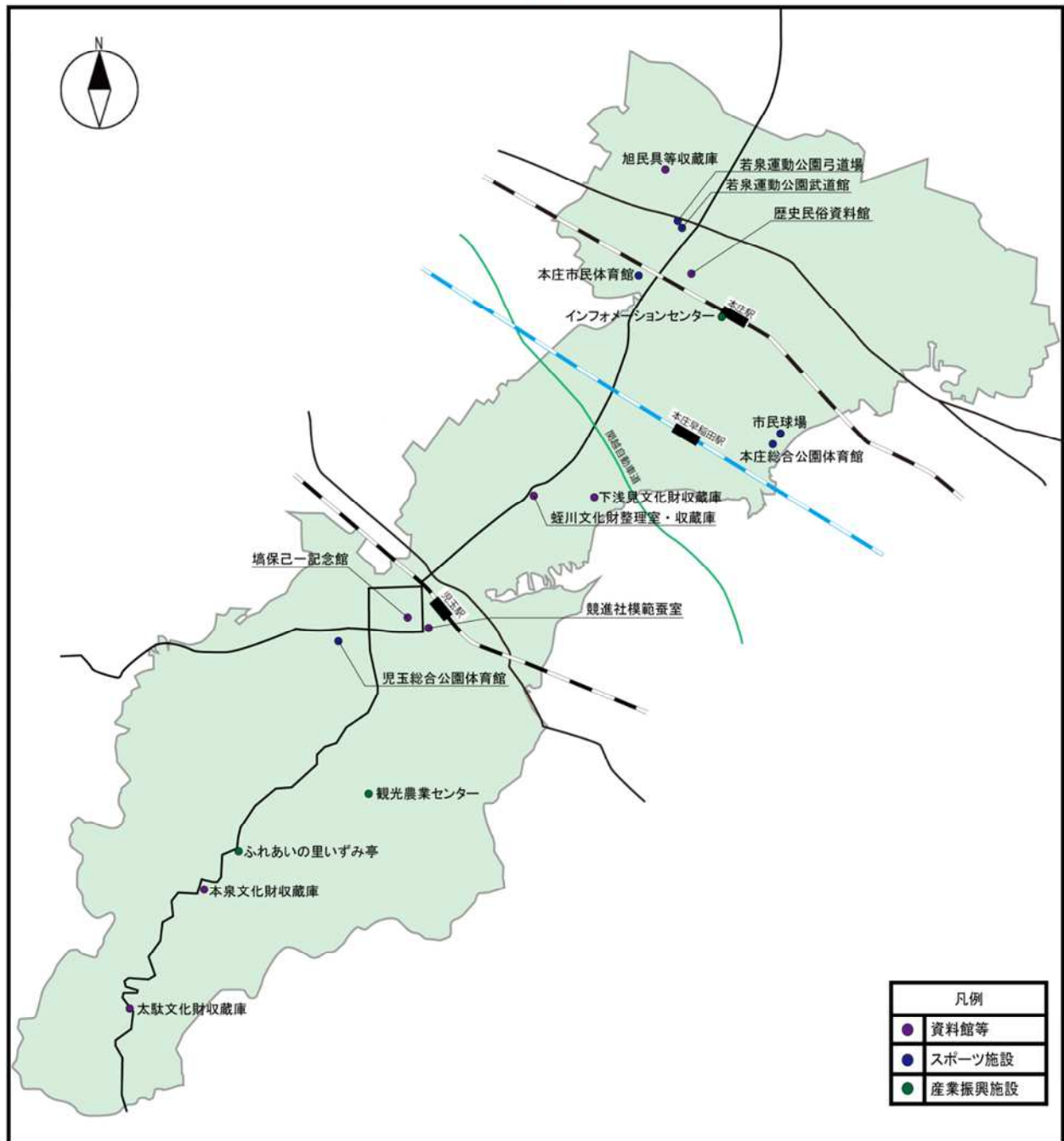
※「公共施設再配置計画」対象外の施設(市民活動交流センター(はにぼんプラザ))については、用途等を基に施設種別に分類する。

【公共施設再配置計画における施設種別方針(まとめ)】

	施設種別方針	更新時の方向性	配置の考え方
公民館	<ul style="list-style-type: none"> ■耐震化や必要な修繕等を行うなど老朽化対応を進めるとともに、将来的な利用ニーズを考慮の上、統廃合や周辺施設等との複合化を推進する。 ■指定管理者制度の導入と稼働率の向上に向けた運営の改善を進める。 ■施設使用料の見直しなどにより、受益者負担の適正化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ■現状の延床面積から削減することを基本とする。 ■周辺施設等との複合化・集約化による統廃合を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ■中核となる公民館を、1施設配置することを基本とする。 ■地区公民館は、稼働率等を考慮し、今後の配置のあり方について検討する。
市民活動施設	<ul style="list-style-type: none"> ■勤労青少年ホームは、将来的な利用ニーズを考慮の上、用途変更や廃止等も含めて活用について検討する。 ■施設使用料の見直しなどにより、受益者負担の適正化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ■現状の延床面積から削減することを基本とする。 ■設置目的と機能の必要性について検討し、更新の必要性がある施設のみ更新する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■勤労青少年ホームは、稼働率等を考慮し、施設の廃止も含めて検討する。 ■あさひ多目的研修センターは、今後の配置のあり方について検討する。
文化施設	<ul style="list-style-type: none"> ■市民文化会館は、予防保全型の維持管理・修繕等による長寿命化を図る。 ■市民文化会館、児玉文化会館(セルデイ)の稼働率向上に向けた運営の改善を進める。 ■児玉文化会館(セルデイ)の指定管理者制度の導入を図る。 ■施設使用料見直しなどにより、受益者負担の適正化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ■現状の延床面積から削減することを基本とする。 ■市の中核施設として、周辺施設等との複合化を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■本庄地域と児玉地域に、それぞれ1施設の配置を基本とする。
図書館	<ul style="list-style-type: none"> ■図書館は、予防保全型維持管理・修繕等による長寿命化を図る。 ■指定管理者制度の導入を研究、検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■現状の延床面積から削減することを基本としつつ、必要に応じて適正規模で整備する。 ■市の中核施設として、周辺施設等との複合化を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■図書館と図書館児玉分館は、それぞれ1施設の配置を基本とする。

2. 資料館、スポーツ施設、産業振興施設

【位置図】



【公共施設再配置計画における施設種別】

施設種別	施設名称
資料館等	1 歴史民俗資料館
	2 競進社模範蚕室
	3 塙保己一記念館
	4 旭民具等収蔵庫
	5 太駄文化財収蔵庫
	6 本泉文化財収蔵庫
	7 蛭川文化財整理室・収蔵庫
	8 下浅見文化財収蔵庫

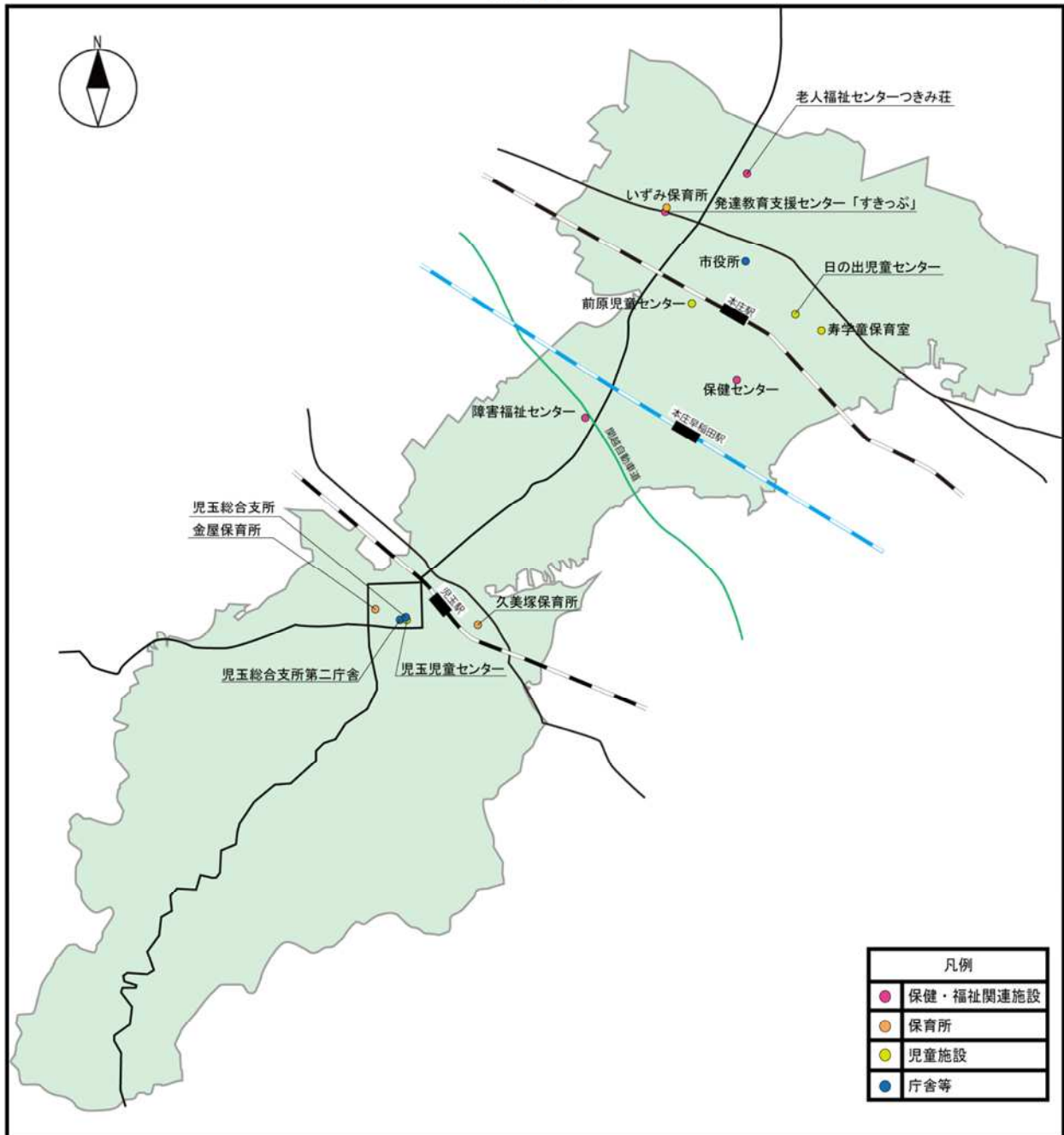
施設種別	施設名称
スポーツ施設	1 市民体育館
	2 若泉運動公園弓道場
	3 若泉運動公園武道館
	4 市民球場
	5 本庄総合公園体育館(シルクドーム)
	6 児玉総合公園体育館(エコーピア)
産業振興施設	1 観光農業センター
	2 ふれあいの里いづみ亭
	3 インフォメーションセンター

【公共施設再配置計画における施設種別方針（まとめ）】

	施設種別方針	更新時の方向性	配置の考え方
資料館等	<ul style="list-style-type: none"> ■歴史民俗資料館、競進社模範蚕室は、文化財保護の観点からの解体修理等による保全を図る。その際には文化財的価値を損なわないことを前提とした耐震化を検討する。 ■歴史民俗資料館は、将来的な機能移転について検討する。 ■文化財収蔵施設は、統廃合による管理の効率化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ■収蔵庫、資料室、整理室、倉庫は、集約化や既存施設の用途変更などにより、効率的な施設利用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ■収蔵庫、資料室、整理室、倉庫は、機能確保を図りつつ、今後の配置のあり方について検討する。
スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> ■若泉運動公園弓道場は、耐震化や必要な修繕等を行うなど老朽化対応を進める。 ■本庄総合公園体育館（シルクドーム）、児玉総合公園体育館（エコーピア）は、予防保全型維持管理・修繕等による長寿命化を図る。 ■指定管理者制度に基づいた業務の進捗管理や指定管理料の見直しなど、維持管理・運営の改善や効率化を進める。 ■若泉運動公園弓道場、若泉運動公園武道館、市民球場は、稼働率向上に向けた運営の改善を進める。 ■施設使用料の見直しなどにより、受益者負担の適正化を図る。 ■市民体育館は、施設を廃止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■現状の延床面積から削減することを基本とする。 ■本庄総合公園体育館（シルクドーム）、児玉総合公園体育館（エコーピア）は、市の中核施設として、周辺施設等との複合化を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■体育館は、本庄地域と児玉地域にそれぞれ1施設の配置を基本とする。 ■弓道場、武道館、市民球場は、稼働率等を考慮し、今後の配置のあり方について検討する。
産業振興施設	<ul style="list-style-type: none"> ■指定管理者制度に基づいた業務の進捗管理や指定管理料の見直しなど、維持管理・運営の改善や効率化を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ■現状の延床面積から削減することを基本とする。 ■周辺施設等との複合化による統廃合を検討する。 ■ふれあいの里いずみ亭は、利用者数の動向等を踏まえ、施設運営のあり方について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者数の動向等を考慮し、今後の配置のあり方について検討する。

3. 保健・福祉関連施設、保育所、児童施設、庁舎等

【位置図】



【公共施設再配置計画における施設種別】

施設種別	施設名称	
保健・福祉関連施設	1	保健センター
	2	老人福祉センターつきみ荘
	3	障害福祉センター
	4	発達教育支援センター「すきっぷ」
保育所	1	金屋保育所
	2	久美塚保育所
	3	いずみ保育所
児童施設	1	前原児童センター
	2	日の出児童センター
	3	児玉児童センター
	4	寿学童保育室

施設種別	施設名称	
庁舎等	1	市役所
	2	児玉総合支所第二庁舎
	3	児玉総合支所

※「公共施設再配置計画」対象外の施設(児玉児童センター、児玉総合支所)については、用途等を基に施設種別に分類する。

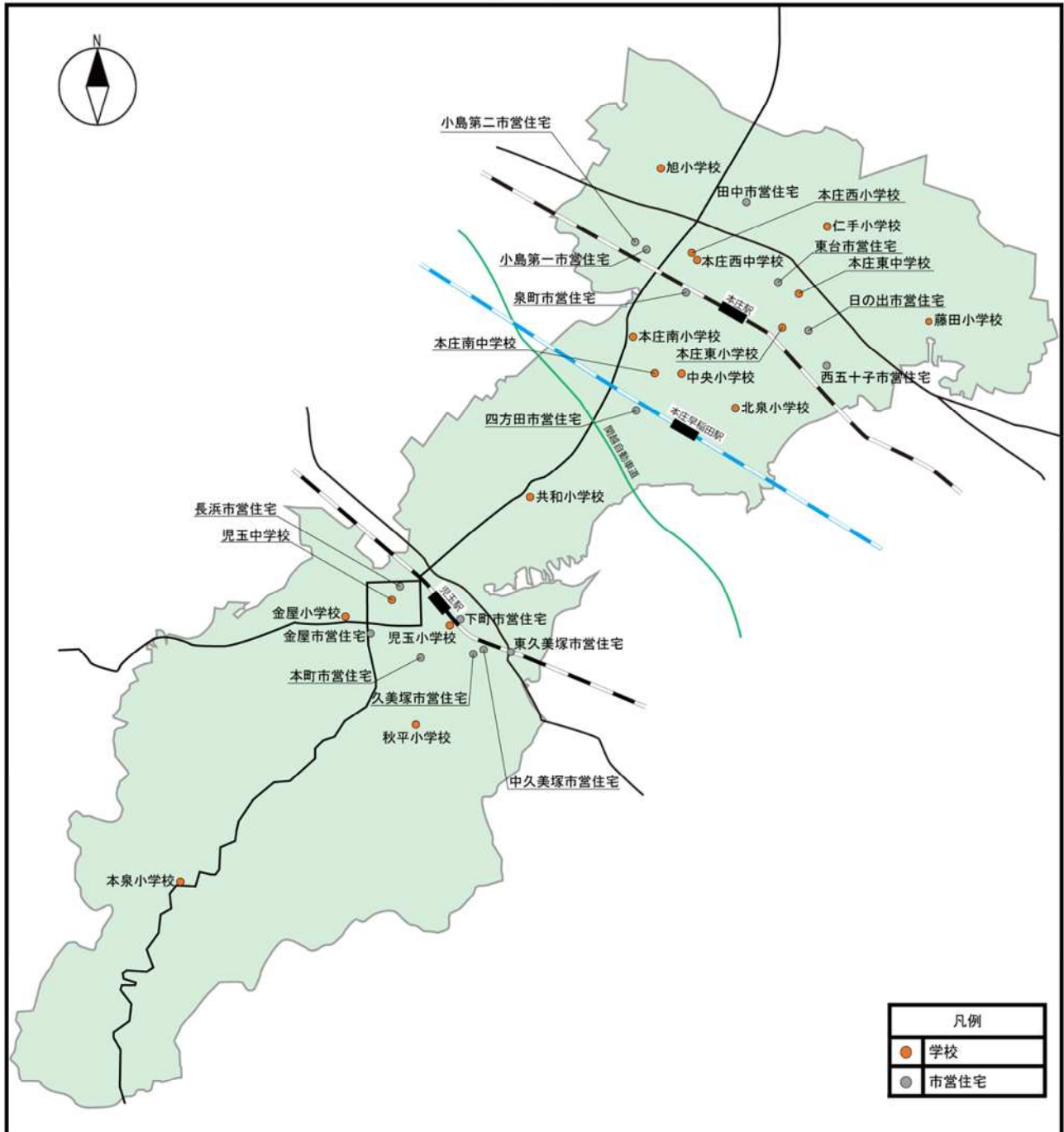
※建設中(保健センター)、移転予定(障害福祉センター)の施設の位置は完成・移転後の予定に基づく。

【公共施設再配置計画における施設種別方針（まとめ）】

	施設種別方針	更新時の方向性	配置の考え方
保健・福祉関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ■老人福祉センターつきみ荘は、必要な修繕等を行うなど老朽化対応を進める。 ■保健センターは、現在の機能に加えて、初期救急診療所機能及び、健診・検査センター機能を併設した健康づくり推進拠点施設として整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■現状の延床面積から削減することを基本とする。 ■周辺施設等との複合化・集約化による統廃合を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■障害福祉センターは、郡内に1施設の配置を基本とする。 ■保健センターは、1施設の配置を基本とする。 ■発達教育支援センターは、今後の配置のあり方について検討する。 ■老人福祉センターは、利用者数の動向等を考慮し、今後の配置のあり方について検討する。
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ■いずみ保育所と久美塚保育所は、予防保全型の維持管理・修繕による長寿命化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ■現状の延床面積から削減することを基本としつつ、民間保育所の配置状況等を考慮し、必要に応じて適正規模で整備する。 ■周辺施設等との複合化を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■本庄地域と児玉地域に、それぞれ1施設の配置を基本としつつ、民間保育所の配置状況等を考慮し、今後の配置のあり方について検討する。
児童施設	<ul style="list-style-type: none"> ■前原児童センター、日の出児童センターは、必要な修繕を行うなど老朽化対応を進める ■前原児童センター、日の出児童センターへの指定管理者制度の導入を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■現状の延床面積から削減することを基本としつつ、必要に応じて適正規模で整備する。 ■周辺施設等との複合化・集約化による統廃合を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者数の動向等を考慮し、今後の配置のあり方について検討する。
庁舎等	<ul style="list-style-type: none"> ■市役所は、予防保全型の維持管理・修繕等による長寿命化を図る。 ■児玉総合支所第二庁舎は、耐震診断による安全の確認を行い、維持管理を継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■現状の延床面積から削減することを基本としつつ、必要に応じて適正規模で整備する。 ■市の中核施設として、防災機能を強化するとともに周辺施設等との複合化を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■市役所と児玉総合支所は、それぞれ1施設の配置を基本とする。

4. 学校、市営住宅

【位置図】



【公共施設再配置計画における施設種別】

施設種別	施設名称	
学校	1	本庄東中学校
	2	本庄西中学校
	3	本庄南中学校
	4	児玉中学校
	5	本庄東小学校
	6	本庄西小学校
	7	藤田小学校
	8	仁手小学校
	9	旭小学校
	10	北泉小学校
	11	本庄南小学校
	12	中央小学校
	13	児玉小学校
	14	金屋小学校
	15	秋平小学校
	16	共和小学校
	17	本泉小学校

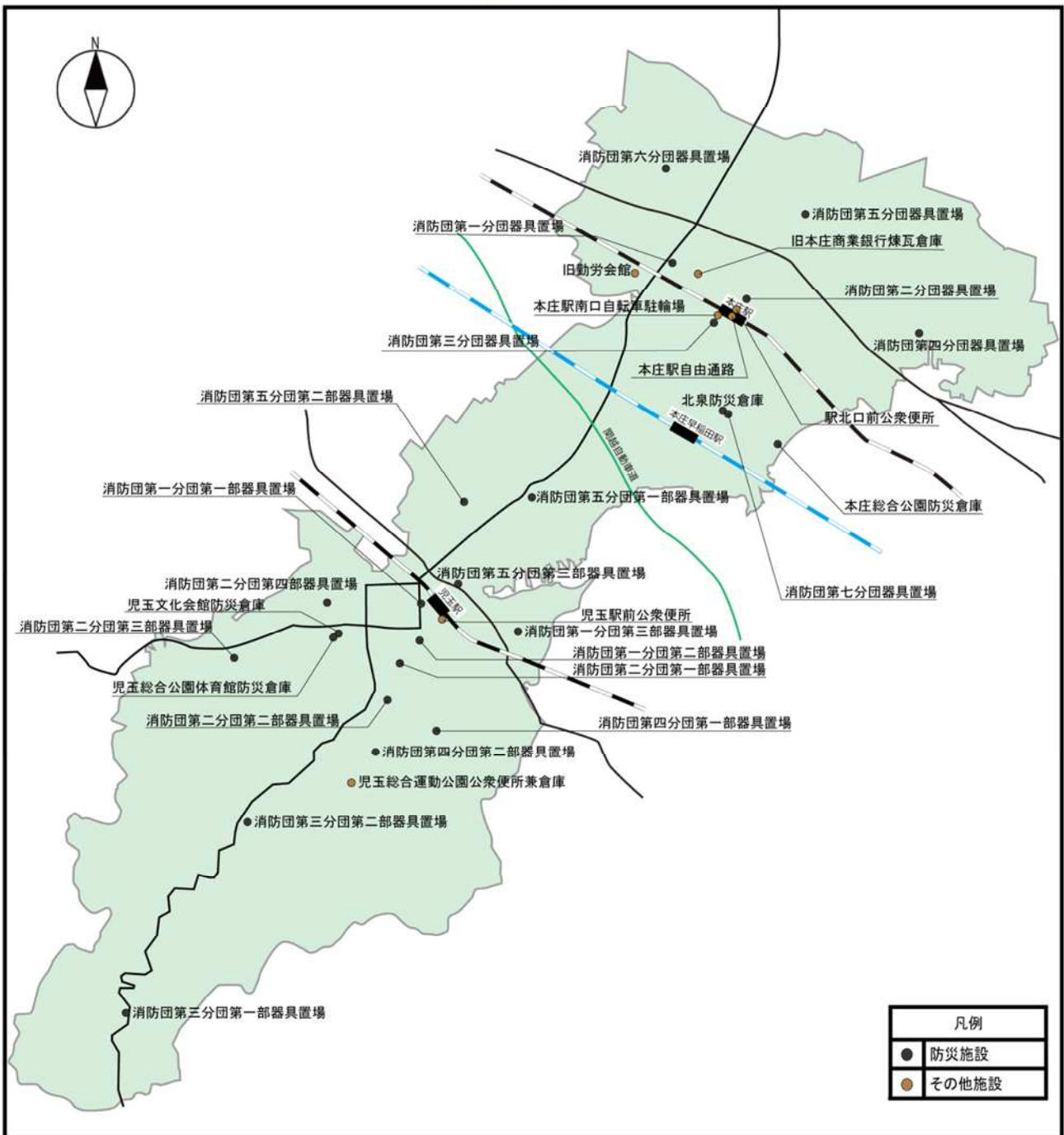
施設種別	施設名称	
市営住宅	1	西五十子市営住宅
	2	田中市営住宅
	3	四方田市営住宅
	4	泉門市営住宅
	5	小島第二市営住宅
	6	日の出市営住宅
	7	小島第一市営住宅
	8	東台市営住宅
	9	金屋市営住宅
	10	本門市営住宅
	11	長浜市営住宅
	12	下門市営住宅
	13	久美塚市営住宅
	14	東久美塚市営住宅
	15	中久美塚市営住宅

【公共施設再配置計画における施設種別方針（まとめ）】

	施設種別方針	更新時の方向性	配置の考え方
学校	<ul style="list-style-type: none"> ■ 将来的に児童・生徒数の減少が想定されることから、学校の更新時期を見据えた統廃合を検討する。 ■ 学校の更新の際には、地域コミュニティの拠点として周辺施設等との複合化を推進するとともに、地域の避難所としての防災機能を強化し、合わせて、PPP 等の民間活力の導入による更新・維持管理・運営の効率化を検討する。 ■ 将来的に維持する学校は、予防保全型の維持管理・修繕等による長寿命化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現状の延床面積から削減することを基本とする。 ■ 市の中核施設として、周辺施設等との複合化を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 児童・生徒数減少の動向、適正な学校区の設定、地域への影響等を考慮し、今後の配置のあり方について検討する。
市営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ■ 木造の市営住宅（西五十子、本町、長浜、金屋の一部）は、空室となった段階で順次廃止する。 ■ 安全が確認された簡易耐火造の市営住宅（田中、四方田、金屋の一部、下町、久美塚、東久美塚、中久美塚）は、維持管理を継続する。 ■ 将来的な利用ニーズを考慮し、家賃補助制度や民間住宅の借上げ等の導入によるサービスの効率化を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現状の延床面積から削減することを基本とする。 ■ 木造の市営住宅の更新は行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 木造の市営住宅は、施設の廃止を進める。 ■ その他の住宅は、必要性等を考慮し、今後の配置のあり方について検討する。

5. 防災施設、その他施設

【位置図】



【公共施設再配置計画における施設種別】

施設種別	施設名称		施設種別	施設名称	
防災施設	1	消防団第一分団器具置場	防災施設	17	消防団第四分団第一部器具置場
	2	消防団第二分団器具置場		18	消防団第四分団第二部器具置場
	3	消防団第三分団器具置場		19	消防団第五分団第一部器具置場
	4	消防団第四分団器具置場		20	消防団第五分団第二部器具置場
	5	消防団第五分団器具置場		21	消防団第五分団第三部器具置場
	6	消防団第六分団器具置場		22	北泉防災倉庫
	7	消防団第七分団器具置場		23	本庄総合公園防災倉庫
	8	消防団第一分団第一部器具置場		24	児玉文化会館防災倉庫
	9	消防団第一分団第二部器具置場		25	児玉総合公園体育館防災倉庫
	10	消防団第一分団第三部器具置場	その他施設	1	本庄駅自由通路
	11	消防団第二分団第一部器具置場		2	本庄駅南口自転車駐車場
	12	消防団第二分団第二部器具置場		3	旧勤労会館
	13	消防団第二分団第三部器具置場		4	旧本庄商業銀行煉瓦倉庫
	14	消防団第二分団第四部器具置場		5	駅北口前公衆便所
	15	消防団第三分団第一部器具置場		6	児玉駅前公衆便所
	16	消防団第三分団第二部器具置場		7	児玉総合運動公園公衆便所兼倉庫

※「公共施設再配置計画」対象外の施設(本庄総合公園防災倉庫、児玉文化会館防災倉庫、児玉総合公園体育館防災倉庫、公衆便所)については、用途等を基に施設種別に分類する。

※建設中(消防団第一分団器具置場、児玉総合公園体育館防災倉庫)の施設の位置は完成後の予定に基づく。

【公共施設再配置計画における施設種別方針(まとめ)】

	施設種別方針	更新時の方向性	配置の考え方
防災施設	<ul style="list-style-type: none"> ■老朽化が進行している消防団器具置場は、更新を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ■現状の延床面積から削減することを基本としつつ、必要に応じて適正規模で整備する。 ■周辺施設等との複合化を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■消防団器具置場は、本庄方面隊は分団ごとに、児玉方面隊は部ごとに1施設の配置を基本とする。 ■防災倉庫は、指定避難所の配置等に考慮し、今後の配置のあり方について検討する。
その他施設	<ul style="list-style-type: none"> ■本庄駅南口自転車駐車場は、維持管理・運営の効率化を進める。 ■本庄駅自由通路は、平成27～29年度に大規模改修を実施する。 ■旧勤労会館は、将来的な利用ニーズを考慮の上、統廃合を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ■本庄駅南口自転車駐車場、旧勤労会館は現状の延床面積を削減することを基本とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■本庄駅南口自転車駐車場、旧勤労会館は、今後の配置のあり方について検討する。 ■旧勤労会館は、施設の廃止を含めて検討する。

参考資料

2

用語説明

用語説明

供給処理	施設を利用するにあたり必要な各種設備（水道、下水道、給湯、電気、通信等）のうち、水道、下水道、給湯の各種供給方式。
小荷物専用昇降機	乗用ではない貨物用のエレベーター。
受変電設備	電力会社の発電所、変電所から供給される高電圧の電気を、ビルや住宅などの需要施設で使用できる低い電圧に変圧する設備。
自火報	火災により発生する熱や煙を自動的に検知し、受信機、音響装置（ベル）を鳴動させて建物内に報知することにより、避難と初期消火活動を促す設備。 正式名称：自動火災報知設備
複合化	複数の異なった機能・用途を合せて1つの施設として整備すること。
集約化	同種または類似の機能・用途を合せて1つの施設として整備すること。
廃止	施設（建物、機能、用途）の単純廃止。
統廃合	<ul style="list-style-type: none"> ・施設（建物、機能、用途）を廃止したり統合したりすること。 ・複数の施設（建物、機能、用途）を（複合化や集約化することで）1つの施設として整備し、統合された施設（建物）は廃止すること。
更新	既存施設の建替。
普通建設事業費	道路・橋梁、公園、学校などの新增設等、社会資本の整備に要する経費。
国庫・県費	国・県が使途を特定して自治体に交付する資金。
地方債	地方公共団体が普通建設事業等の財源として、外部から借り入れる資金で、返済が一般会計年度を超えるもの。
合併特例債	合併市町村がまちづくり推進のために借り入れることができる地方債。事業費の95%まで充てることができ、返済額の7割が交付税措置される。
交付税措置	特定の地方債について、返済額の一定割合を地方交付税の算定に加える制度。
経常改修費	破損部品の修理や取り替えなど、日常的に行われる小規模な修繕や、緊急時に対応する事後保全的な改修。
公共施設等更新費用試算ソフト	将来の公共施設等の更新費用を推計するに当たり、物価の変動、落札率、国庫補助制度及び地方財政制度の変更等の様々な変動要因があるなかで、試算方法が複雑化するのを避けて、将来の公共施設改修・更新費の参考になるよう、「一般財団法人 地方総合整備財団」が作成した試算ソフト。

本庄市公共施設維持保全計画

(平成29年3月発行)

発行：本庄市企画財政部企画課

都市整備部営繕住宅課

〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3-5-3

TEL：0495-25-1111 (代表)

FAX：0495-21-8499

URL：<http://www.city.honjo.lg.jp/>